

基本計画部会における平成24年度統計法施行状況審議の整理メモ

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
統計法第55条第3項の規定を活用した統計委員会における審議機能の充実・強化 （第1WG） （第2WG） （第3WG）	<p>第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項</p> <p>3 経済・社会の環境変化への対応</p> <p>（1）統計ニーズの継続的な把握・活用（統計委員会関係分）</p> <p>◇ 本文には、府省横断的なニーズの把握や研究開発に係る大学・研究機関との連携強化の必要性を記述。また、別表には、本文と同様の取組や、e-Stat を活用したニーズ把握の取組を記述</p> <p>5 その他</p> <p>（2）研究開発の推進（情報通信技術の利活用等）と学会等との連携強化（統計委員会関係分）</p> <p>◇ 本文には、全般的な方針を記述。また、別表には、統計委員会が実施する統計利用者との意見交換や学会等との連携等に関する取組を記述</p> <p>第4 基本計画の推進・評価等</p> <p>1 基本計画の進捗管理・評価等</p> <p>◇ 本文には、基本計画を実効あるものとするための各府省間の密接な連携、施策の進捗状況の適時適切な点検及び不断の推進の必要性を記述</p> <p>◇ また、別表には、①基本計画推進会議を通じた府省間の連携、②統計法第55条等に基づく施行状況報告及び統計委員会による審議、③調査研究の実施等5事項の取組を記述している。②については、ほぼ法の規定に沿った内容。</p> <p>2 的確な情報提供並びに国民の理解及び協力の促進</p> <p>◇ 本文には、基本計画の関連施策情報の提供、国民の意見、ニーズの把握及びその反映の推進を記述。別表には、該当する記述なし。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○【第3部分】 平成24年度においては、統計利用者から意見聴取を行い、一般社団法人日本品質管理学会から、要請していた統計の品質評価に係る研究開発の取組について統計委員会に報告</p> <p>○【第4部分】 平成24年度においては、公的統計基本計画推進会議の開催を通じた府省間の連携確保、統計法施行状況報告の公表及び統計委員会への報告、統計委員会における施行状況審議並びに国民生活基礎調査、住宅・土地統計調査及び漁業センサスの変更に係る諮問審議等を実施（資料2-1）</p>

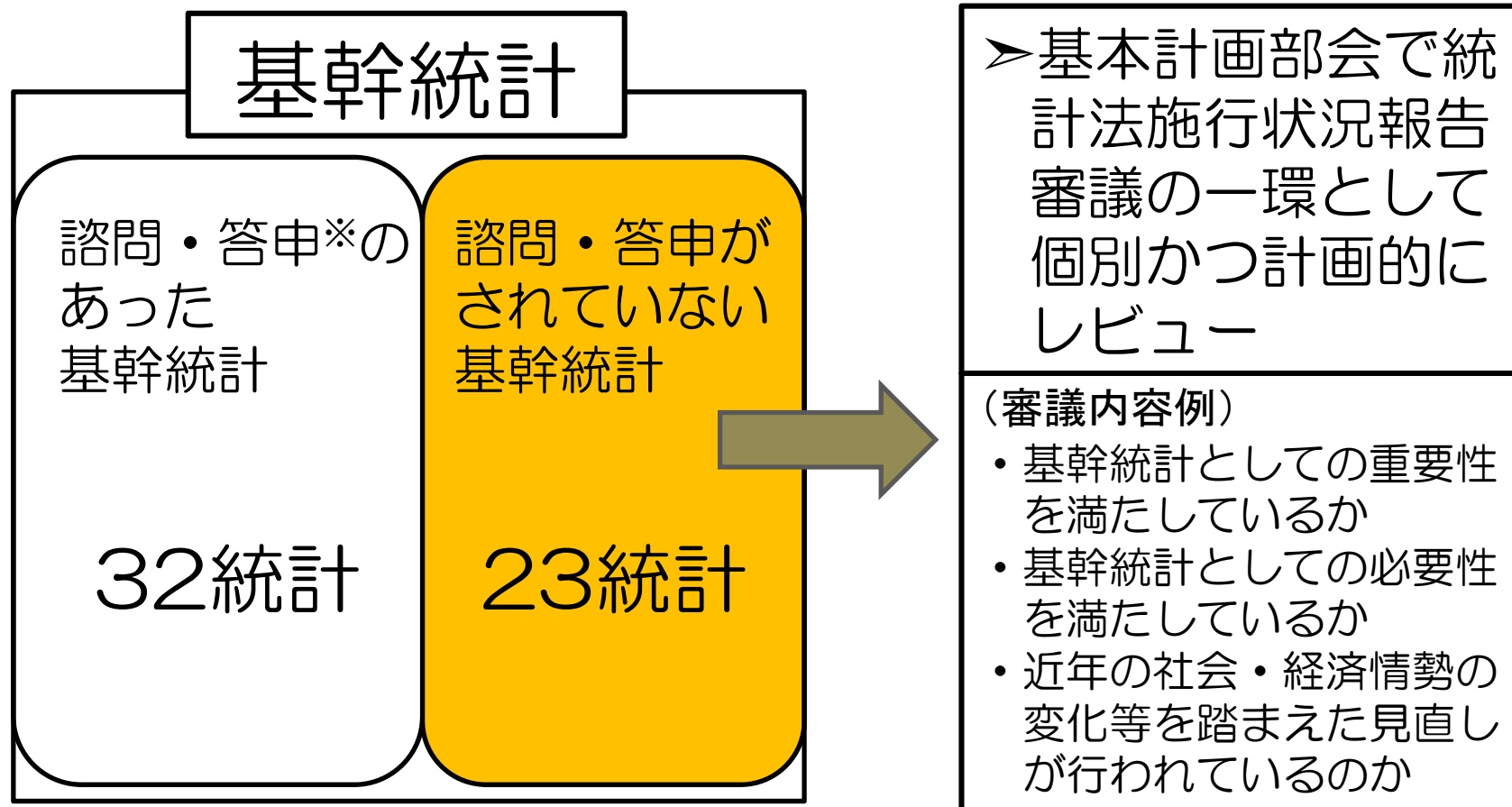
<p>平成24年度統計法施行状況報告の仮評価（案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 【第3部分】基本計画に掲げられた事項については、おおむね計画に沿った内容の取組が行われたと評価できるのではないか。 ○ 【第4部分】基本計画に掲げられた事項については、統計法に規定されている事項でもあることから、おおむね計画に沿った内容の取組が進められ、既に定着しているものと評価できるのではないか。 ○ ただし、現行基本計画に掲げられた理念を踏まえつつ、次期基本計画に向け、新たな取組等の検討が必要ではないか。
<p>考慮事項、審議ポイント等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画に掲げる各種施策をより一層効果的に実施するためには、府省間の密接な連携及び適切な役割分担を図るとともに、統計委員会としても統計法や基本計画に掲げられた理念を踏まえ継続的な取り組みが必要ではないか。その際、統計法第55条の規定を活用する方向で検討すべきではないか。 ○ 以下のようなポイントを中心に、次期基本計画に向けた考え方や方針を審議 統計法第55条の規定を活用した統計委員会の審議機能の充実、強化として以下の取組を実施することを検討してはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 基幹統計（基幹統計調査）の実施状況の確認 ② 統計委員会における諮問審議の結果、答申のフォローアップ（基幹統計の試験調査を含む） ③ 統計技術的な課題に関する研究支援、学会との連携

統計法第55条第3項によるスキーム

新たな統計委員会の活動

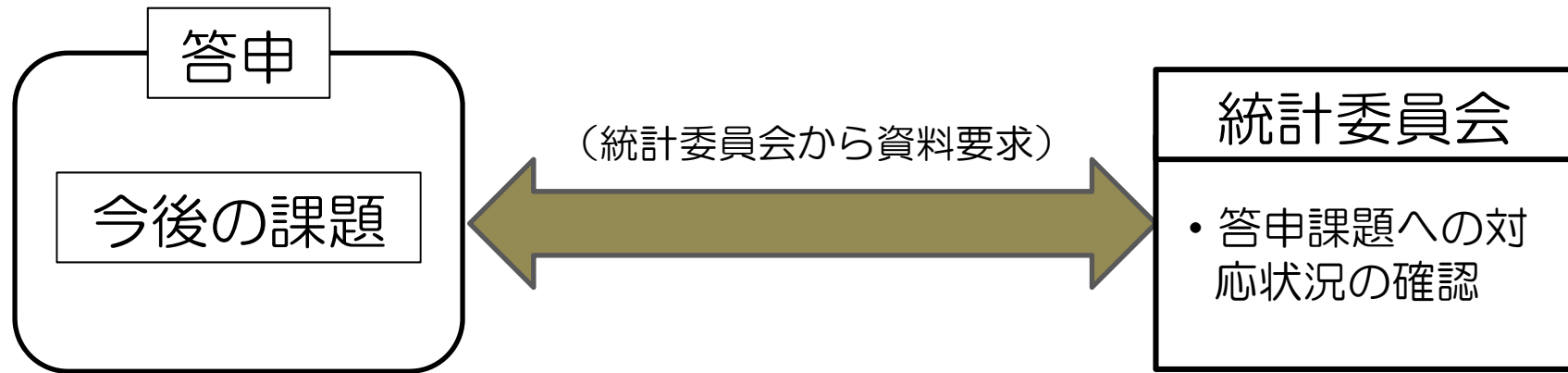
- 1 基幹統計（基幹統計調査）の実施状況の確認
- 2 統計委員会における諮問審議の結果である答申のフォローアップ
- 3 統計技術的課題に関する研究支援、学会等との連携

基幹統計のレビュー

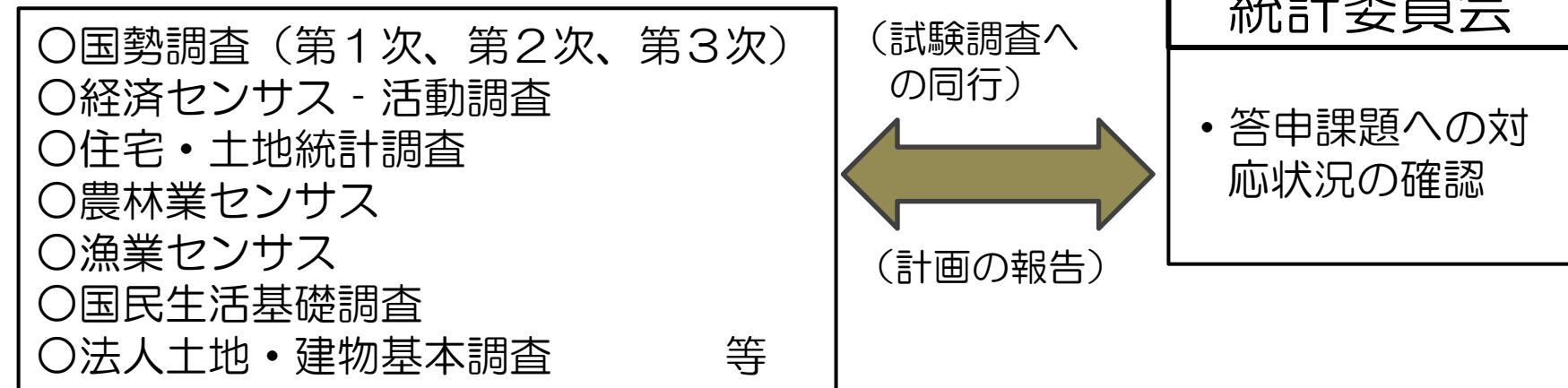


※統計委員会発足（平成19年10月）以降の諮問・答申

答申後のフォローアップ



<試験調査が実施されている基幹統計調査>



統計技術的課題等の検討

<統計委員会での研究開発>

